

北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 削除（第2条）	第2章 削除（第2条）
第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第17条の4）	第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条～第17条の4）
第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）	第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）
第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）	第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）	第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）	第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	<p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p>
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条～第32条）	第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条～第32条）
第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条～第	第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条～第

<p>34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例 (第34条の3)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付 加 (第35条～第40条)</p> <p>第6章 防火 (防災) 管理及び避難管理等 (第41条～第49条)</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理 (第 49条の2・第49条の3)</p> <p>第7章 雜則 (第50条～第55条)</p> <p>第8章 罰則 (第56条・第57条)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合 における火の使用については、次の各号に 定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 屋内において裸火を使用するとき は、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>	<p>34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例 (第34条の3)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付 加 (第35条～第40条)</p> <p>第6章 防火 (防災) 管理及び避難管理等 (第41条～第49条)</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理 (第 49条の2・第49条の3)</p> <p>第7章 雜則 (第50条～第55条)</p> <p>第8章 罰則 (第56条・第57条)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の 使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項 に規定する火災に関する警報をいう。以下 同じ。)</u> が発せられた場合における火の使 用については、次の各号に定めるところに よらなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の8 北見地区消防組合管理者</u> (以下 「組合管理者」という。) は、気象の状況 が山林、原野等における火災 (以下「林野 火災」という。) の予防上注意を要すると 認めるときは、林野火災に関する注意報を</p>	

発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、北見地区消防組合の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外における催しの防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条において「露店等」

(屋外における催しの防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条第1項において「露

<p>という。) 及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>	<p>店等」という。) 及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>
<p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その他必要事項を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。</p>	<p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その他必要事項を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。</p>
<p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p>	<p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p>
<p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(2)～(9) (略)</p>
<p><u>2 消防長（消防署長）は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	

附 則（令和7年12月23日条例第6号）

この条例は、令和8年1月1日から施行する。